

# 勸告に当たって

(北九州市人事委員会委員長談話)

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、北九州市職員の給与等に関する報告及び勸告を行いました。

公務員給与を社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ、従来から本委員会は、北九州市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本として、報告・勸告を行ってきました。

本年は、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、令和7年人事院勸告の取扱い等に準じ、公民較差の比較対象となる企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直すこととしました。

この見直しに基づき、行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の4月分給与を精確に比較したところ、職員の給与が民間従業員の給与を12,301円(3.03%)下回っていました。

本委員会は、この較差を是正するため、給料表の改定を行うよう勸告し、あわせて特別給(ボーナス)については、市内民間事業所における支給状況を受けて、国に準じて措置することが適当である旨言及しております。

公民較差が3%を超えるのは平成3年以来、34年ぶりとなり、4年連続の月例給及びボーナスの引き上げとなります。また、自動車等使用者に対する通勤手当や教員の教職調整額についても勸告しております。

このほか、「多様で有為な人材の確保等」、「人事・給与制度」、「障害者雇用」、「北九州市職員の働き方」、「心の健康づくり」、「ハラスメントの防止」などについて、本委員会としての基本的な考え方を報告しております。

人事委員会の給与等に関する報告・勸告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に適正な処遇を確保しようとするものです。関係各位におかれましては、勸告制度の意義と役割について、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、職員各位におかれましては、複雑化・高度化する行政課題、自然災害、事件・事故などへの対応など、多くの職員が職務等に精励されていることに改めて敬意を表すとともに、市民の信頼と期待に応えられるよう、高い倫理観や遵法精神を持ち、全体の奉仕者であることを強く自覚して行動し、一層職務に精励されることを要望いたします。

令和7年9月24日

北九州市人事委員会

委員長 高橋直人